

報告第 6 号

令和 2 年度七飯町土地造成事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度の七飯町土地造成事業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

七飯町長 中 宮 安 一

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
土地造成事業特別会計	—